

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 肥料の登録の有効期間の更新(経営指導課)
肥料の登録の失効()
- ◇ 土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 病院局告示 鳥取県立中央病院の休日・夜間等救急受付業務に係る医療費の収納の事務の委託(総務課)
- ◇ 公 告 土地収用法による審理の開始(管理課)
採石業務管理者試験の実施(河川課)
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)
警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課)
- ◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗に係る変更命令についての意見の聴取(経営流通課)

告 示

鳥取県告示第二百七十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成十一年四月十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期間
鳥取県第 五二二号	混合有機質肥料	F. F. P.	窒素全量 八〇 りん酸全量 四〇 加里全量 一〇〇	公定規格 のとおり	鳥取缶詰株式会社 境港市弥生町二〇六	平成九年四月十七日から 平成十二年四月十六日まで
鳥取県第 五〇六号	乾燥菌体肥	水産乾燥菌体肥料三号	窒素全量 六〇 りん酸全量 五〇	公定規格 のとおり	社団法人境港水産加工污水処理公社 境港市昭和町二一九	平成九年七月一日から 平成十二年六月二十六日まで
鳥取県第 五〇七号	蒸製魚鱗及 びその粉末	蒸製うろこ粉末二号	窒素全量 六〇 りん酸全量 二二〇	公定規格 のとおり	農事組合法人米子葉たばこ堆肥生産組合 米子市岡成五八五一	平成九年七月一日から 平成十五年六月三十日まで
鳥取県第 五二八号	混合有機質肥料	EMスーパール アグリ	窒素全量 四・五 りん酸全量 四・五 加里全量 四・五	公定規格 のとおり	株式会社ワイ・オーケー 米子市大篠津町三一九七	平成十年五月十三日から 平成十三年五月十二日まで
鳥取県第 五一〇号	乾燥菌体肥	オオシノズ乾燥菌体肥料	窒素全量 五・五 りん酸全量 三・五	公定規格 のとおり	有限会社室水産 境港市昭和町二一三二	平成十年六月二日から 平成十六年六月二日まで
鳥取県第 四三四号	甲殻類質肥	四・〇かにがら粉末	窒素全量 四・〇 りん酸全量 六・〇	公定規格 のとおり	社団法人境港水産加工污水処理公社 境港市昭和町二一九	平成十年七月四日から 平成十六年七月三日まで
鳥取県第 四九五号	蒸製魚鱗及 びその粉末	蒸製うろこ粉末	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一八・〇	公定規格 のとおり	日本キレート株式会社 鳥取県安来市柿谷町二五一四	平成十年八月十一日から 平成十三年八月十日まで
鳥取県第 五一四号	混合有機質肥料	カニ殻ベレツト	窒素全量 四・〇 りん酸全量 四・〇	公定規格 のとおり	日本キレート株式会社 鳥取県安来市柿谷町二五一四	平成十年八月十一日から 平成十三年八月十日まで

鳥取県第 五一五号	副産動物質 肥料	九副産動物質 肥料	窒素全量 九・〇	〃	北陽油脂株式会社 境港市渡町一十九	〃
鳥取県第 五一六号	蒸製毛粉	二・蒸製毛粉	窒素全量 十二・〇	〃	〃	〃
鳥取県第 五一七号	副産動物質 肥料	フィッシュリッ チ	窒素全量 六・〇	〃	鳥取街詰株式会社 境港市弥生町二〇六	〃
鳥取県第 五二五号	魚かす粉末 肥料	魚かす粉末肥 料	窒素全量 八・〇 りん酸全量 六・〇	〃	有限会社錦海化成 境港市昭和町七十三	〃
鳥取県第 五二六号	蒸製魚鱗及 びその粉末	魚鱗粉末肥料	窒素全量 六・五 りん酸全量 十八・〇	〃	〃	〃
鳥取県第 五〇三号	乾燥菌体肥 料	水産乾燥菌体 ペレット	窒素全量 七・〇 りん酸全量 五・〇	〃	社団法人境港水産加工汚 水処理公社 境港市昭和町二二一九	〃
鳥取県第 五〇四号	混合有機質 肥料	水産混合有機 質肥料	窒素全量 四・〇 りん酸全量 十三・〇	〃	〃	〃

鳥取県告示第二百七十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成十一年四月十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	その他の規格	生産業者の名称及び住所	失効年月日
鳥取県第 五一九号	配合肥料	鳥取米有機エ ース一号	窒素全量 八・〇 りん酸全量 三・〇	〃	鳥取県農業協同組合連合 会 鳥取市末広温泉町七二四	平成十年九月三十日

鳥取県告示第二百七十六号

中山町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業松河原地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五

号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年四月十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年四月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成十一年四月十三日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

一日時 平成十一年四月十六日（金）午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
 三 議題

- 1 鳥取県スポーツ振興審議会委員の解職について
- 2 その他

病 院 局 告 示

鳥取県病院局告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定に基づき、鳥取県立中央病院の休日・夜間等救急受付業務に係る医療費の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成十一年四月十三日

鳥取県営病院事業管理者職務代理者
 鳥取県病院局長 白 井 宏 昌

- 一 委託の相手
 株式会社コアズ九州事業本部
- 二 委託年月日
 平成十一年四月一日

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成11年 4月13日

鳥取県収用委員会 会長 藤 原 和 男

1 期日

平成11年 4月16日（金）午後1時15分

2 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎9階第27会議室

3 件名

一般国道9号改築工事（青谷羽合道路（気高郡青谷町大字青谷字清水尻地内から東伯郡泊村大字園字濱山地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第28回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成11年 4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成11年 6月1日（火）午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁 講堂

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。）	2時間
イ 岩石の採取に関する技術的な事項	

3 受験申込手續

次の書類を平成11年4月13日（火）から同年5月11日（火）までの間に住所地を管轄する土木事務所に提出すること。

なお、郵送の場合は、平成11年5月11日（火）までの消印のあるもの限り受け付ける。また、受験願書及び履歴書は、各土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真（手札型とし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 7,600円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

- (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
- (2) 受験についての詳細は、各土木事務所に問い合わせること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第

1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成11年4月13日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

1 講習の種別及び受講対象者

- (1) 初心者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。
- (2) 経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分	日 時	場 所	受講対象者
種別			
初心者講習	平成11年5月20日 午前10時00分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階 第1会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村の各警察署の管内に居 住する者
経験者講習	平成11年5月12日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八橋の各警察 署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間
ア 初心者講習 4時間30分

<p>イ 経験者講習 3時間</p> <p>(2) 講習科目</p> <p>ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令</p> <p>イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い</p> <p>4 考査</p> <p>初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。</p> <p>5 受講申込手續</p> <p>所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。</p> <p>6 講習受講手数料及びその納付方法</p> <p>(1) 講習受講手数料</p> <p>ア 初心者講習 6,600円</p> <p>イ 経験者講習 2,700円</p> <p>(2) 納付方法</p> <p>(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。</p> <p>7 携行品</p> <p>筆記用具及び印鑑</p>	<p>(2) 時間 午前9時から午後4時50分まで</p> <p>2 実施場所</p> <p>鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館</p> <p>3 講習事項</p> <p>(1) 警備業務実施の基本原則に関すること。</p> <p>(2) 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。</p> <p>(3) 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。</p> <p>(4) 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。</p> <p>(5) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。</p> <p>4 受講対象者</p> <p>次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。)第1条第1項に規定する1級の検定に合格した者</p> <p>(3) 検定規則第1条第1項に規定する2級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講申込書の受付期間</p> <p>平成11年4月20日(火)から同月30日(金)まで(郵送による場合は、平成11年5月1日(土)までの消印のあるものに限って受け付ける。)</p> <p>6 受講申込書の提出先</p> <p>(1) 県内に住所を有する者 住所地在管轄する警察署</p> <p>(2) 県外に住所を有する者 〒680-8520</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課</p> <p>7 受講申込書の提出部数等</p> <p>(1) 受講申込書は正副2通とし、写真(受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、</p>
<p>警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。</p> <p>平成11年4月13日</p> <p>鳥取県公安委員会委員長 上 田 務</p> <p>1 実施日時</p> <p>(1) 平成11年5月24日(月)から同月31日(月)まで</p>	

<p>無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの)をその所定欄にはり付けること。</p> <p>(2) 受講申込書には、次の書面2通を添付すること。</p> <p>ア 4の(1)に該当する者にあつては、警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>イ 4の(2)に該当する者にあつては、1級の検定に係る合格証の写し</p> <p>ウ 4の(3)に該当する者にあつては、2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>8 受講手数料及び納付方法 受講手数料は、34,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 講習終了後に修了考査を行う。</p> <p>(2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。</p> <p>(3) この講習についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0111)にすること。</p>	<p>1 勧告の概要</p> <p>(1) 勧告の相手方 株式会社ヤマダ電機</p> <p>(2) 勧告に係る第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 ヤマダ電機ツルクランド鳥取店 鳥取市古海678-1(1)イカ</p> <p>(3) 勧告の内容 届出に係る店舗面積(2,551㎡)を1,300㎡以下とすること。</p> <p>(4) 勧告年月日 平成11年4月1日</p> <p>2 意見の提出方法</p> <p>(1) 提出書類 意見の内容を記載した書面及び次の事項を記載した書面</p> <p>ア 氏名又は名称及び住所</p> <p>イ 事業者にあつては、その事業の種類</p> <p>ウ 略歴(法人及び団体にあつては、事業の沿革)</p> <p>エ 意見を述べる理由</p> <p>(2) 提出期限 平成11年4月27日</p> <p>(3) 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県大規模小売店舗審議会(鳥取県商工労働部経営流通課)</p>
<p>雑 報</p> <p>大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第8条第2項において準用する第7条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による勧告に従うよう命ずることについて意見を聴きたいので、次のとおり公告する。</p> <p>平成11年4月13日</p> <p>鳥取県大規模小売店舗審議会 会長 田 中 肇 篤</p>	<p>発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 報 【定価一部一箇月一千三百円(送料を含む)】</p>